子宮がん精密検査機関の認定登録条件等

１.認定登録条件

(1)コルポスコープねらい組織診

コルポスコープ診下にねらい切除を行い、組織学的に病巣を確認することが可能であること。

(2)細胞診・組織診検査

細胞診・組織診検査が自機関又は他機関で可能であること。

ただし、他機関による場合は、委託契約が締結されており、検査責任者の氏名、細胞診指導医・細胞検査士・病理診断医の氏名・認定登録番号(学術団体の認定登録番号)及びその他必要事項を確認のうえ、認定するものであること。

(3)緊急事態に対処できる施設設備

検査時に生じるおそれのある緊急事態に対し、十分対処が可能であること。

(4)担当医師の研修歴

精密検査に従事する医師は、十分な研修歴(母体保護法の指定医、日本産科婦人科学会の認定医)を有すること。

(5)認定の期間・認定審査手数料

①認定の期間は、３年間とする。ただし、新規申請に係る認定の期間は次の更新年度の３月３１日までとする。

②認定登録機関の条件を満たさなかった場合は、認定を取り消すことができる。

③認定審査手数料は新規・更新共１万円とする。

２.遵守事項

(1)精密検査の結果は、速やかに一次検診実施機関に報告すること。

(2)担当医師は、更新申請までに部会が指定する講習会等に出席すること。なお、少なくとも年１回は出席することが望ましい。

〈部会が指定する講習会等とは〉

＊熊本県がん検診従事者(機関)認定協議会がん検診従事者講習会(子宮がん検診従事者)

＊日本産婦人科医会研修会等

＊日本産科婦人科学会等

(3)認定登録条件等に変更が生じたときは、速やかにその旨を部会に報告すること。

(4)(1)から(3)までに遵守しない場合には、認定を取り消すことができる。

３.その他

部会が、精度管理のために、コルポスコープ診、細胞検査診及び生検を実施した場合の所見、手術を施行したときの病理組織診断を求めたときは、プライバシーに配慮して提出すること。